

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 くらし安心部 市民自治推進課 番号 2

不利益処分の内容		茅ヶ崎市地域集会施設の指定管理者の指定の取消及び管理業務の一部又は全部の停止命令
根拠法令及び条項		地方自治法第244条の2第11項
処分 基準	関係条項	地方自治法第244条の2第10項
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>① 茅ヶ崎市が指定管理者に対して茅ヶ崎市地域集会施設の管理運営の適正を期すためにする指示に従わないとき。</p> <p>② 利用者が施設を利用することについて正当な理由がないにもかかわらず利用を拒んだとき。</p> <p>③ 利用者が施設を利用することについて不当な差別的取扱いをしたとき。</p> <p>④ その他公の施設の適正な管理に重大な支障が生じる又は生じるおそれがあるとき。</p>
	参考事項	協定書抜粋 第20条 委託者は、受託者が第15条第1項の指示及び第16条第1項の改善勧告に従わないとき、その他受託者による管理運営業務を継続することができないと認めるときは、指定管理者の指定を取消し、又は期間を定めて管理運営業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。
	設定等年月日	平成16年4月1日設定（平成30年9月1日最終変更）

(裏)

処 分 基 準	基 準	
------------------	-----	--